

# 犯罪被害者等支援

みんなで犯罪被害者を支えるために

安心で安全な社会の実現は県民全ての願いです。  
しかし、誰もがある日突然、犯罪被害者になって  
しまう可能性があります。このことから、私たち  
一人一人が犯罪被害者が置かれている現状を理解  
し、社会全体で支えることが必要なのです。



群馬県

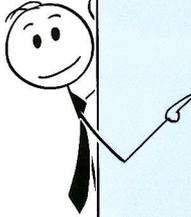


公益社団法人 被害者支援センターすてっぷぐんま

# 教えて 被害者支援のこと



## インタビュー



**きく人**  
Cさん  
被害者支援センターの職員。  
1年目。日々、犯罪被害者  
支援に携わっている。

**こたえる人**  
木村仁美さん  
弁護士。被害者支援センター  
すてっぴぐんま副理事長

### ●なぜ犯罪被害者支援で多機関連携が必要なのか

—— 私は、裁判員をした経験がきっかけで犯罪被害者支援の大切さを知り、現在、被害者支援センターで勤務しています。被害者支援に携わってみて、犯罪被害にあわれた方を支えるには各関係機関が連携することが、とても大事だなと感じました。

そうですね。連携は本当に大事だと思います。被害にあわれた方は様々な問題を抱えるため、被害者の方のニーズに合わせて各機関が連携し、総合的に支援することが必要です。

—— 各機関と被害者の方をつなぐのは、被害者支援センターの大きな役割と言えますね。

はい。被害者支援センターは被害直後から長期にわたって、犯罪被害にあわれた方や、そのご家族・ご遺族が、被害から回復するためのサポートをしていく支援専門機関です。センターが各段階で必要な支援を実施する関係機関につなぐことで、繰り返し被害状況を説明するといった二次的被害を防ぐことにもなります。

—— その連携先には、どのような機関がありますか？

主な連携先を挙げてみましょう。まずは警察です。警察は事件・事故の発生後、最初に犯罪被害者の方と接する機関ですね。警察にも被害者支援室があって、被害者の方への情報提供や心理カウンセリングなども行っています。また、犯罪被害給付制度の申請窓口でもあります。捜査過程で被害者の方に精神的負担を与えないよう配慮し、被害者の方からの様々な相談にも応じてくれます。

—— 被害者の方に付き添って、私たちも警察に行くことがあります。被害者の方にとって、警察に行くことも担当警察官に話をすることも大変なご負担だと思います。そういった負担を軽減するためにも、被害者支援センターのサポートは大切ですね。

次に、検察庁です。  
検察庁にも、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支



援員」が配置されています。それから、被害者の方が被害相談や事件に関する問い合わせを行えるよう、専門電話として「被害者ホットライン」が置かれています。

※注1

※注2

なお、検察庁は、被害者参加制度や意見陳述制度をはじめとする刑事裁判に係る様々な法制度を利用するための窓口となる機関です。

傍聴席の確保や、証人出廷の際の遮へい措置など、配慮を依頼するのも検察庁になります。

—— 刑事裁判では被害のことを思い出さなければならず、被害者の方はつらい思いをされますよね。そのような精神的負担の大きい手続きに付き添い、検事や事務官と連携しながら被害者の方をサポートすることも、私たちセンターの役目ですね。

そうですね。支援者が細やかに配慮しながら寄り添うことで、被害にあわれた方の精神的負担は軽減すると思えます。そして、裁判などの法的手続きにおいて、専門家の立場から被害者の方をサポートするのが私たち弁護士の役割です。弁護士は事件について法律相談を実施したり、裁判に参加する被害者の方の代理人として裁判手続きを進めます。裁判での不安や心配ごとはもちろん、刑事裁判の手続きについて専門家から話を聞くことも大切なことだと思います。

—— 被害者支援センターでは、弁護士の専門的な話をわかりやすく被害者の方にお伝えしたり、被害者の方の不安に寄り添いながら、裁判に必要な手続きをサポートします。後悔の残らないように、私たちも一緒に考えながら支援をしています。

被害者の方にとって、全てが初めての手続きですからね。必要な情報を適宜収集し、そのとき最善と思える選択をご自身でされることが重要だと思います。被害者の方が選択をする際にセンターの相談員が寄り添うことは、被害者の方の力になるのではないかと思います。

なお、弁護士に依頼したいけれども、経済的に余裕がない方には、法テラスを窓口とする各種支援制度があります。例えば、一定の要件はありますが、国の費用で被害者参加弁護士を依頼することもできます。

他にも、地方自治体や医療機関との連携もあります。群馬県では全市町村で被害者支援条例が制定されました。各市町村に犯罪被害者のための総合的対応窓口が設置され、被害にあわれた方への見舞金等給付制度が規定されています。

また、市町村では生活資金等の貸付制度、公営住宅の優先入居等、居住場所の確保や被害直後からの生活支援に対する取組がなされているところもあります。

—— 被害者支援センターでは、被害者の方の負担を軽減するために付き添いをしたり、窓口担当職員と調整を行い、被害回復への行政サービスを適切に受けられるようにサポートしています。条例をきっかけに被害者支援の大切さを、たくさんの方に知っていただきたいと思えます。

まずは知っていただくことが大切ですね。

被害者の方は、被害にあった際に負傷したり、精神的なダメージを受けたりして治療やカウンセリングが必要になる場合も多くあり、医療機関との連携も必要です。

—— はい。心理カウンセリングや通院のサポートもセンターに相談していただければと思います。

## ●今後の多機関連携について

現在、警察庁が中心になって、地方における途切れのない支援の提供体制の強化を計画しています。「犯罪被害者等支援コーディネーター」を各都道府県に配置し、関係機関・団体と連携した多機関ワンストップサービス体制の実現を目指しています。

—— コーディネーターが配置されると、より連携がスムーズになりますね。

そうなることで、トータルサポートが可能になりますね。被害回復には様々な機関の支援が必要です。被害にあわれた方のために、一日も早く実現するといいですね。

## 被害者支援の歴史と主な事件

- 1974年 三菱重工ビル爆破事件
- 1980年 「犯罪被害者等給付金支給法」制定
- 1992年 東京医科歯科大学「犯罪被害者相談室」開設
- 1998年 全国被害者支援ネットワーク設立
- 1999年 性暴力問題群馬ネットワーク設立  
(被害者支援センターすてっぷぐんまの前身)
- 2000年 犯罪被害者保護法等施行  
(記録閲覧・謄写、和解記録—強制執行)
- 2001年 改正少年法施行(記録の閲覧・謄写、意見陳述)
- 2004年 犯罪被害者等基本法制定(2005年4月施行)
- 2005年 第一次「犯罪被害者等基本計画」策定
- 2007年 第一次「群馬県犯罪被害者等基本計画」策定
- 2008年 「犯罪被害者等給付金支給法」改正  
同年 被害者参加制度 施行  
同年 被害者支援センターすてっぷぐんまに改称  
※犯罪被害者等早期援助団体に指定
- 2011年 第二次「犯罪被害者等基本計画」策定
- 2012年 第二次「群馬県犯罪被害者等基本計画」策定  
同年 被害者支援センターすてっぷぐんま  
公益社団法人に認定
- 2015年 群馬県性暴力被害者サポートセンター  
(Saveぐんま)開設
- 2016年 第三次「犯罪被害者等基本計画」策定
- 2017年 第三次「群馬県犯罪被害者等基本計画」策定
- 2020年 大泉町犯罪被害者等支援条例制定
- 2021年 群馬県犯罪被害者等支援条例施行  
同年 第四次「犯罪被害者等基本計画」策定
- 2022年 第四次「群馬県犯罪被害者等基本計画」策定  
同年 前橋市、安中市 犯罪被害者支援条例施行
- 2023年 (4月)高崎市、渋川市、藤岡市、上野村、神流町、千代田町(6月)長野原町、嬭恋村、高山村、東吾妻町、草津町、板倉町、中之条町  
(10月)沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町 犯罪被害者等支援条例施行
- 2024年 (4月)伊勢崎市、邑楽町、太田市、桐生市、下仁田町、榛東村、館林市、玉村町、富岡市、南牧村、吉岡町、明和町(6月)みどり市、甘楽町 犯罪被害者等支援条例施行  
同年 犯罪被害給付金引き上げ

※犯罪被害者等早期援助団体とは…  
犯罪被害者支援に関する事業を適正かつ確実に行うことができると思われる営利を目的としない団体であって、都道府県公安委員会から指定を受けた団体

※注1 一定の事件の被害者やご遺族の方々が刑事裁判に参加して公判期日に出席したり、被告人質問などを行うことができるという制度です。

※注2 被害者やご遺族の方々が、法廷で被害についての今の気持ちや事件についての意見を述べることができる制度です。

被害直後から被害者が直面する **さまざまな問題**

**犯罪被害とは**

事件や事故で、けがを負ったり命を落したりすること。また、被害にあったご本人や、そのご家族・ご遺族の平穏な日常が一瞬にして奪われること。(これを「**一次被害**」という)

**心理的苦痛**

事件が自分に起きたと受け入れられない。気持ちや感覚が自分から切り離されたような感じになる。被害の記憶が鮮明によみがえってしまう。PTSDやトラウマ症状で日常生活が困難になる。

**身体的苦痛**

眠れない、頭痛やめまいがある、食欲がない、体がだるい、疲れやすい、おなかが痛いなどの不調が出る。長い間、治療が必要になり、後遺症に苦しむこともある。

抱える問題は  
多岐にわたる

**経済的苦痛**

被害が原因で働き手を失ったり、ショックで仕事ができなくなり、収入が途絶え生活に困る。その他、治療のための医療費や介護が必要になる場合の費用など経済的負担がかかることもある。

**社会的苦痛**

事件により必要になった手続きの窓口で配慮のない対応をされて傷つく。周囲の人の理解が足りず、心ない言葉で傷つく。偏った、あるいは間違った報道で傷つく。

これを「**二次被害**」  
というよ。  
周りの人の理解があれば減らせるよ!

トラウマやPTSDって聞いたことはあるけど…

ちゃんと意味は  
しらないわね。

**トラウマとは…**

事件や事故、災害など、心理的・精神的に何らかの大きな打撃を受けてできる、心の傷。さらに、その後、その影響が心に(身体にも)長く残るような経験。

**PTSD (心的外傷後ストレス障害) とは…**

トラウマ体験後、突然、怖い体験を思い出す、不安や緊張が続く、めまいや頭痛がある、眠れないといった症状が1カ月以上続く。

**考えてほしい**

……もし、あなたの大切な人が被害にあったとしたら? ……

被害にあった  
ショックで  
何もできない…

周りの人たちの  
サポートが  
大きな力に!

あなたの温かさ  
優しさで  
寄り添おう

何が必要かを  
考えながら  
見守ろう。

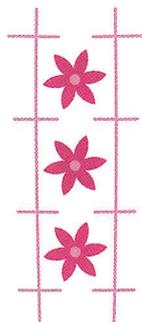
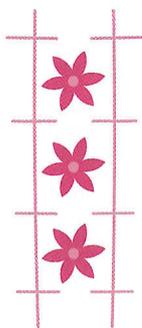
- ・そばに寄り添い、話にしっかり耳を傾ける。
- ・怒りや悲しみの感情を否定せず受け止める。
- ・買い物や炊事、洗濯など、困っていることのお手伝いをする。
- ・仕事のミスなどをさりげなくフォローする。
- ・体調不良が長引く場合は、病院や相談機関を勧める。

あなたにも  
できること  
があるよ。

など

**なるべく早く被害者支援センターとつながることも大切!**

早期に適切な支援やサポート体制が整うと、被害からの回復が早くなります



父が早くに亡くなり一人暮らしでした。  
 天真爛漫で前向きな母。口癖は「私は今が一番幸せ。」だった。  
 なぜなら、健康で病院通いもせず、自分で身の回りの事(食事・買い物)ができた。自分で工夫をし、手縫いでブラウス、エプロン、バッグ等、ひ孫にはお手玉等作っていた。「なかなか良くできてるな」と思った。  
 相撲を観るのが好きで、国技館へ行ったり、力士の名前を漢字で書くのを日課にしていた。一人暮らしなので、同年代の方が来て、お茶を飲んだり、おしゃべりをして過ごしていた。「100才まで生きたい。」と言っていたので、家の周りを散歩し、転ばないように気をつけていた。もうすぐ90才になるうとしていた時に、私たち夫婦と三人で日光東照宮へ行き徳川家康の墓迄の階段を上った事、ひ孫誕生祝いで東京へ電車で行った事、鮮明に思い出します。

楽しみにしていた事。  
 2014年11月11日、久しぶりに孫ひ孫家族揃って我家で食事をする予定であった。母は、忘れないよう自宅のカレンダーに○印をつけて楽しみにしていた。何日も前から、孫、ひ孫のみやげ(菓子等)も用意していた。みんなで大好きなビールを飲むことも。それなのに、前橋高齢者殺傷事件の被害者になりました。  
 2014年11月10日午前未明死亡  
 なんでなんで。あんなに楽しみに待っていたのに悔しく悲しくやりきれない。  
 屈託のないあの笑顔が忘れられない。  
 もう一度会いたい。  
 そして孝行したかった。

群馬県警支援室、すてっぷぐんまの方、弁護士の先生も適切なアドバイスや温かい言葉がけ、見守り、ご指導感謝します。  
 皆様に支えられここまでられました。

前橋連続強盗殺人事件  
 2014年11月10日に前橋市日吉町の自宅で93歳の女性が殺害された。次いで、同年12月16日には同市三俣町で81歳の男性が包丁で刺され死亡。80歳の妻が重傷を負った。両事件の犯人として、当時26歳の男が逮捕・起訴され、2020年 死刑判決が確定している。

励ましのつもりが二次被害になることも…

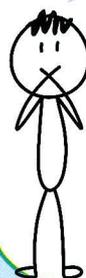


こんな言葉を言っていないですか？

- ・しっかりね。がんばって。
- ・早く忘れた方がいいよ。
- ・あなたも悪かったんじゃない？  
(被害にあった人を責める)
- ・意外と元気そうだね。  
(必死に元気にふりをしているのかも…)
- ・事件のこと教えて！  
(興味本位で話を聞き出そうとする)
- ・運が悪かったね。
- ・いつまでも泣いていると亡くなった人が浮かばれないよ。 など

また、知り合いや報道関係者へ無責任なうわさ話をするのはやめましょう。

言っってはダメ！



周りの人たちの理解が必要

こんな言葉をかけてみて

- ・何か手伝えることはない？
- ・買い物、代わりに行けるよ。
- ・ごはん食べられてる？
- ・眠れてる？
- ・泣いたっていいんだよ。
- ・一人じゃないよ。そばにいるよ。
- ・いつでも話、聴くからね。 など

※ ただし、無理に何か言う必要はない。いつも通りに接する。

捜査や裁判手続きのために、仕事や学校を休まなくてはならない場合もあります。職場や学校の理解も必要です。



## 〈 関係支援団体の紹介 〉

### 公益社団法人 被害者支援センターすてっぷぐんま

すてっぷぐんまは、事件や事故の被害にあわれた方のサポートをしています

犯罪等の被害者及びその家族・遺族に対して精神的ケアを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより、被害の回復や軽減に資することを目的とする団体です。

当団体は、群馬県公安委員会から被害者支援を適正・確実に行うことができる営利を目的としない法人として、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されています。

電話相談  
面接相談

電話での相談や、必要に応じて面接相談や臨床心理士、弁護士などの専門家による相談も行います。

直接的  
支援

必要に応じて、病院、警察、検察庁、裁判所等への付き添いをします。

その他

シェルター運営や被害者グループへの支援なども行っています。

相談電話 **027-253-9991**

相談日 月～金（祝日・年末年始を除く）

受付時間 午前 10時～午後 4時

相談・支援は  
無料です。  
秘密は固く  
守られます。



### 群馬県インターネット上の誹謗中傷相談窓口

相談電話 **027-212-0091**

相談日 月～金（祝日・年末年始を除く）

受付時間 午前 9時～12時

午後 1時～ 4時

✉ メール相談

[netsoudan@step-gunma.org](mailto:netsoudan@step-gunma.org)

・二次元コードからも相談できます。

相談フォームが開くので、必要事項を入力して送信してください。

・メール相談、相談フォームは

24時間受付です。ただし、

回答は左記受付時間内となります。



### 群馬県性暴力被害者サポートセンター Saveぐんま

相談電話 **027-329-6125**

相談日 月～金（祝日・年末年始を除く）

受付時間 午前 9時～午後 5時

※平日17時～翌朝9時、土日祝日は

全国一律のコールセンター

（短縮番号#8891）

へつながり、ご相談できます。



### 賛助会員の募集 と ご寄附のお願い

すてっぷぐんまの活動は、皆さまからの会費やご寄附に支えられています

賛助会員とは、当センターの目的に賛同し、事業を財政面で支援する法人・団体または個人です。いただいた支援金は、支援活動のほか、社会への広報啓発活動、人材育成、法人運営などにもあてられます。皆さまからの温かいご支援をお待ちしています。

【賛助会員年会費】

個人会員  
1口 1,000円より

法人・団体  
1口 10,000円より

会費は  
何口でも  
結構です

※当センターへの賛助会費や寄附金は、所得税、法人税の税法上の優遇措置の対象となります。詳しくは、右記二次元コードからホームページをご覧ください。



金額の多少に関わらず、ご寄附は随時お受けしています

〈振込先〉（郵便振替）

口座番号 00160-9-473135

〈ゆうちょ銀行〉（他金融機関からの振込）

〇一九（ゼロイチキユウ）店

当座 473135

口座名…被害者支援センターすてっぷぐんま



群馬県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人 被害者支援センター すてっぷぐんま

〒371-0843 群馬県前橋市新前橋町26-7 ヤマコビル5F

事務局 **027-253-9992**

# 〈 犯罪被害者等相談窓口 〉

県

犯罪被害者等支援に関する総合窓口

群馬県生活子ども部生活子ども課

**TEL 027-226-2906**

受付 月～金 8:30～17:15  
(祝日・年末年始を除く)

対応窓口が分からない 相談事項が複数ある

性暴力

性犯罪・性暴力に関する相談

群馬県性暴力被害者サポートセンター  
(Saveぐんま)

**TEL 027-329-6125**

受付 月～金 9:00～17:00  
(祝日・年末年始を除く)

受付時間以外は全国一律の  
コールセンターにつながります

同意のない性的行為による被害

警察

警察への総合相談窓口

警察安全相談電話(24時間受付)

**TEL #9110** 又は **027-224-8080**

性犯罪被害に関する相談

性犯罪被害相談電話(24時間受付)

**TEL #8103** 又は **0120-271-110**

犯罪被害に関することで対応窓口が分からない

犯罪被害者相談

**TEL 027-221-7777**

受付 8:30～17:15  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

交通事故

交通事故に関する相談

群馬県交通事故相談所

**TEL 027-243-2511**

相談時間 月～金 9:00～15:30  
(祝日・年末年始を除く)

示談 損害賠償請求 過失割合や保険等

こころ

こころの悩みなどに関する相談

群馬県こころの健康センター

**TEL 027-263-1156**

受付 月～金 9:00～17:00  
(祝日・年末年始を除く)

依存症 ひきこもり うつ等

消費生活

消費生活に関する相談

群馬県消費生活センター

**TEL 027-223-3001**

受付 月～金 9:00～16:30  
土 9:00～12:00  
※土曜日は電話相談のみ 13:00～16:30  
(祝日・年末年始を除く)

悪質商法 契約・取引等

**消費者ホットライン 188番へ**  
※近くの消費生活相談窓口につながります

児童虐待

児童虐待など子どもに関する相談

子どもホットライン24

(群馬県中央児童相談所)

**TEL 0120-783-884**

携帯電話からは **027-263-1100**

受付 24時間

〔県内児童相談所〕

北部児童相談所

**TEL 0279-20-1010**

西部児童相談所

**TEL 027-322-2498**

東部児童相談所

**TEL 0276-57-6111**

全受付 月～金 8:30～17:15

身体的虐待 性的虐待 ネグレクト 心理的虐待

**虐待かと思ったら 189番へ**  
※近くの児童相談所につながります

専門相談窓口

前橋地方検察庁被害者支援室

被害者ホットライン **027-235-7828**

受付 月～金 8:30～17:15

(祝日・年末年始を除く)

(夜間・休日でも留守番電話の利用が可能)

検察庁への被害相談や事件に関する問い合わせ

法テラス(犯罪被害者支援)

**TEL 0120-079714**

受付 月～金 9:00～21:00

土 9:00～17:00

(祝日・年末年始を除く)

法制度の紹介 弁護士の紹介

資力など一定要件に該当される方への弁護士費用等の援助制度

DV

DVなど女性問題に関する相談

群馬県女性相談支援センター

**TEL 027-261-4466**

相談時間 月～金 9:00～19:30  
土 10:00～17:00  
日 13:00～17:00

(祝日・年末年始を除く)

夫やパートナーからの暴力 人間関係や生活上のこと等

群馬弁護士会総合法律相談センター

予約受付電話 **027-234-9321**

受付 月～金 9:00～12:00

13:00～17:00

(祝日・年末年始を除く)

相談時間 月～土 13:00～16:00

(各30分 有料)

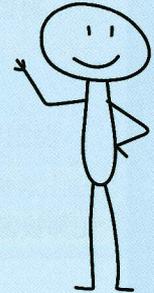
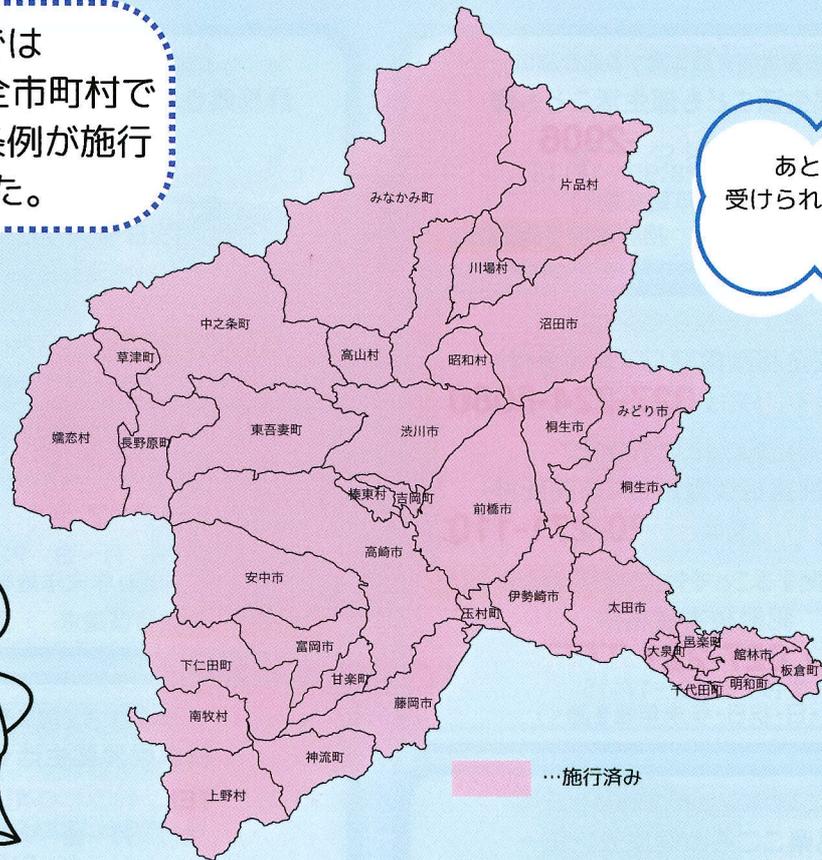
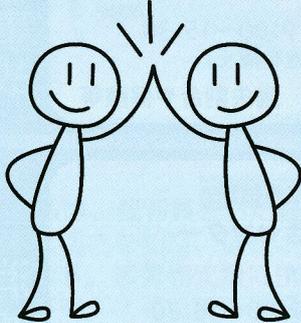
法律に関すること 損害賠償請求等

# 県内市町村犯罪被害者等支援条例 施行状況

群馬県では  
令和6年6月に全市町村で  
被害者等支援条例が施行  
されました。

あとは、市町村によって  
受けられる支援が違わないように  
なるといいね。

YEAH!



## 犯罪被害者等支援市町村総合的対応窓口

前橋市	共生社会推進課	tel 027-898-6517	高崎市	人権男女共同参画課	tel 027-321-2173 9:00~16:00
桐生市	地域づくり課	tel 0277-46-1111(内線317)	伊勢崎市	人権課	tel 0270-27-2730
太田市	市民そうだん課	tel 0276-47-1912	沼田市	市民協働課	tel 0278-23-2111(内線3056)
館林市	安全安心課	tel 0276-47-5115	渋川市	危機管理室	tel 0279-25-8526
藤岡市	地域づくり課	tel 0274-40-2211	富岡市	市民課	tel 0274-62-8362
安中市	市民課	tel 027-382-1111(内線1207)	みどり市	防災危機管理課	tel 0277-76-0960
榛東村	住民生活課	tel 0279-54-2211	吉岡町	健康福祉課	tel 0279-54-3111(内線183)
上野村	総務課	tel 0274-59-2111(内線11)	神流町	総務課	tel 0274-57-2111
下仁田町	総務課	tel 0274-82-2110	南牧村	総務課	tel 0274-87-2011
甘楽町	総務課	tel 0274-74-3131	中之条町	防災安全課	tel 0279-75-2111
長野原町	総務課	tel 0279-82-2244	嬭恋村	健康福祉課	tel 0279-96-0512
草津町	福祉課	tel 0279-88-7189	高山村	総務課	tel 0279-63-2111
東吾妻町	総務課	tel 0279-68-2111	片品村	保健福祉課	tel 0278-58-2115
川場村	総務課	tel 0278-52-2111	昭和村	総務課	tel 0278-24-5111
みなかみ町	総務課 危機管理室	tel 0278-25-5002	玉村町	企画課	tel 0270-64-7711
板倉町	総務課	tel 0276-82-1111	明和町	介護福祉課	tel 0276-84-3111 (内線152/153)
千代田町	保健福祉課	tel 0276-86-7000	邑楽町	住民保険課	tel 0276-47-5017
大泉町	多文化協働課	tel 0276-63-3111			

(受付 月～金 8:30～17:15(高崎市を除く) 祝日・年末年始を除く)